

周南市政所駐車場広告塔設置取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、周南市有料広告掲載取扱要綱（平成18年2月2日制定。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、周南市政所駐車場（以下「駐車場」という。）における広告塔の設置について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告塔 広告付きデジタルサイネージのことをいう。
- (2) 広告 デジタルサイネージで放映する、動画又は静止画等のコンテンツのことをいう。
- (3) 広告掲出者 デジタルサイネージに自社の広告を掲出する民間企業等をいう。
- (4) 事業者 広告塔の設置、維持管理、広告掲出者の募集及び広告の掲出を行う者をいう。なお、この場合において事業者は要綱第10条に規定する「広告主」とする。

(広告塔の位置等)

第3条 広告塔を設置する位置、広告塔のサイズ等は、駐車場利用者や近隣住民、道路交通の安全を妨げない範囲内で、市長が定めるものとする。

(広告塔設置の申込み)

第4条 要綱第8条第3項の広告掲載申込書の様式は、周南市政所駐車場広告塔設置申込書（別記第1号様式）によるものとする。

(広告塔設置の決定等)

第5条 要綱第9条第3項の広告掲載可否決定通知書の様式は、周南市政所駐車場広告塔設置通知書（別記第2号様式）による。

- 2 市長は、広告塔設置に係る決定をした後の事情変更等により、広告塔の内容、デザイン等が要綱に抵触し、又はそのおそれがあると認めるときは、事業者に対し広告塔の内容等の変更を求めることができる。

(広告塔の設置、維持管理及び撤去)

第 6 条 駐車場に設置する広告塔は、事業者が経費を負担するものとし、事業者は、市長の指示する仕様に従って作成、設置及び撤去をするものとする。

2 事業者は、広告塔の設置又は撤去を行おうとするときは、駐車場の管理業務に支障が生じないよう市と協議のうえ、日程、工程等を決定し、市の指示があった場合は、それに従って施工するものとする。

3 広告塔は音声が出ないものとし、稼働時間は最長でも 7 時から 21 時までとする。また、駐車場利用者及び近隣住民の生活に支障をきたさないよう配慮すること。

4 広告塔の設置及び維持管理（電気料金及び通信費含む）は事業者の責任及び負担において実施するものとし、契約期間終了後は、速やかに原状回復を行うものとする。

5 広告塔の撤去により、駐車場がき損・破損したときは、事業者が経費を負担して原状回復するものとする。

(事故等による修復)

第 7 条 駐車場に広告塔を設置した後に、駐車場の管理に伴う事故、又は天災等により広告塔がき損・破損したときは、事業者の負担で修復を行うものとする。ただし、市の責めに帰すべき事由による場合は、この限りではない。

2 経年に起因する色あせなどの劣化については、市長が経費を負担する修復の対象とはしないものとする。

(広告設置料)

第 8 条 広告設置料は、設置する広告塔の位置、広告塔のサイズ等を総合的に勘案し、市長が定めるものとする。

(広告設置料の納付)

第 9 条 事業者は、広告設置料を市長が指定する期日までに、納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告設置料の返還)

第 10 条 広告塔設置の決定後、設置開始前において、事業者の責めに帰さない理由により、広告塔を設置することができなかったときは、既納の広告設置料を全額返還する。

- 2 前項に定めるもののほか、広告塔の設置期間中に、事業者の責めに帰さない理由により、広告塔を設置することができなくなった場合は、設置決定期間の残りの月数に応じ、広告設置料を返還する。
- 3 月の途中で設置することができなくなった場合における前項の規定による当該月分に相当する広告設置料の返還については、当該月の日数による日割りとし、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 4 前項の規定により返還する広告設置料には、利子を付さない。

(広告塔設置の取消し)

第11条 要綱第14条第2項の掲載決定取消通知書の様式は、周南市政所駐車場広告塔設置決定取消通知書(別記第3号様式)による。

(事業者の責任)

- 第12条 事業者は、広告の内容その他広告塔設置管理に関する全ての事項について、一切の責任を負う。
- 2 事業者は、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。
 - 3 事業者は、広告塔の設置により第三者に損害を与えた場合は、自らの責任及び負担において解決しなければならない。
 - 4 事業者は、第5条の規定により決定を受けた市政所駐車場の広告塔設置の権利を第三者に譲渡してはならない。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年7月1日から施行する。

別記第1号様式（第4条関係）

周南市政所駐車場広告塔設置申込書

年 月 日

（あて先） 周南市長

申込者 住所
名称
代表者名 印
電話番号
FAX番号

下記のとおり周南市政所駐車場への広告塔の設置を申し込みます。

記

広告設置料	1箇月（ ）円 ※消費税及び地方消費税含む
内容	※掲出を想定している業種等をご記入ください。
添付書類	・市税の滞納の無いことの証明書 ・法人登記事項証明書（現在事項全部証明書） ・広告企画案（設置イメージ図、広告塔の保護・維持管理の方法及び設置方法がわかる仕様表） ・その他参考となる書類（会社概要、これまでの施工実績等） ・役員名簿 ・誓約書
《備考》	受 付

第 号
年 月 日

様

周南市長

印

周南市政所駐車場広告塔設置通知書

年 月 日付で申込みのあった広告塔の設置について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 設置期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

2 事業者名称

3 決定内容

設置する

設置しない

●設置しない場合の理由

()

4 掲出条件

周南市有料広告掲載取扱要綱、周南市政所駐車場広告塔設置取扱要領、仕様書及び募集要項に従うこと。

別記第3号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

周南市長

印

周南市政所駐車場広告塔設置決定取消通知書

年 月 日付で決定した広告塔の設置について、下記のとおり取り消しますので通知します。

記

取消理由